



とっても
簡単!

マイナンバーカード

1

受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2

本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・処方情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管理
のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報や治療に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働大臣が定める揭示事項

■当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

開設者：医療法人社団鶴田会 理事長 鶴田 昭
医療機関名：鶴田胃腸科内科医院
管理者：院長 三井 貴博
診療科目：胃腸内科 消化器内科 内科
診療時間：月曜～木曜 午前9時～13時 午後14時30分～18時
 金曜 午前9時～14時
 土曜 午前9時～13時 午後14時～16時
休診日：日曜・祝日

■九州厚生局長へ届出を行っている施設基準について

【基本診療科の施設基準】

- | | | |
|--------------|----------------|---------------------|
| ・ 時間外対応加算 1 | ・ 夜間緊急体制確保加算 | ・ 地域包括診療加算 |
| ・ 明細書発行体制等加算 | ・ 医師配置加算 1 | ・ 機能強化加算 |
| ・ 夜間早朝加算 | ・ 夜間看護配置加算 2 | ・ 有床診療所入院基本料 1 |
| ・ 外来感染対策向上加算 | ・ 入院時食事療養 2 | ・ 有床診療所在宅患者支援病床初期加算 |
| ・ 連携強化加算 | ・ 短期滞在手術等基本料 1 | ・ 医療安全対策加算 2 |
| ・ 一般名処方加算 | ・ 医療DX推進体制整備加算 | |

【特掲診療科の施設基準】

- ・ がん治療連携指導料

▶ 連携医療機関／熊本市医師会熊本地域医療センター・熊本大学医学部付属病院・国立病院機構熊本医療センター
くまもと森都総合病院・済生会熊本病院・熊本中央病院

- ・ 基本診療科の施設基準

・ 地域における「かかりつけ医機能」として健康管理や保健・福祉サービスに関する相談及び夜間休日の問合せへの対応を行っております。

▶ 初診料の機能強化加算(機能強化) 第140号 平成30年4月1日

・ 当院では、土曜日12時以降16時までに来院された患者様に夜間早朝加算50点を加算しております。

・ 当院では、看護職員が7名以上勤務しております。

▶ 有床診療所入院基本料1(診入院) 第180号 平成30年4月1日

診療時間外の連絡について

・ 時間外に緊急の診療が必要となった場合、次の医師(又は連携医療機関)で対応しております。

▶ 理事長 鶴田 昭／院長 三井 貴博／TEL(096)-343-2801

・ 患者様の症状によって専門の医療機関へ紹介する場合がございますのでご了承ください。

▶ 連携保険医療機関／熊本市医師会地域医療センター・国立病院機構熊本医療センター

地域包括診療加算に関するご案内

・ 当院では、健康相談に応じております。

・ 当院では、必要に応じ訪問診療や往診に対応いたします。

・ 当院では、敷地内禁煙を実施しています。敷地内での喫煙はご遠慮ください。

・ 当院では、介護保険制度の利用等に関わる相談に応じております。

・ 当院では、地域包括診療加算を算定する患者さんからのお問い合わせには24時間対応しております。

・ 当院では、他の医療機関で処方される薬を含め服薬状況等の管理を行っております。

・ 当院では、24時間対応している調剤薬局と連携しております。

▶ 連携薬局 すずらん薬局／熊本市中央区坪井1-9-28 TEL(096)-345-4775

後発医薬品について

・ 当院で処方したお薬の中には後発医薬品があるお薬があります。お気軽にご相談ください。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

・ 当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については明細書を無料で発行いたします。

・ 明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点ご理解頂きご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は受付にお申し出ください。

明細書取扱いの留意事項

▶ 他人に見せない(渡さない)

▶ 当院又は外出先のごみ箱に捨てない

▶ 捨てるときは、シュレッダーで裁断又は名前を塗りつぶすなど、個人が特定できないようにする。

■一般名処方加算

- ・一般名での処方について
- ▶後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方を行う場合があります。
- これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ※一般名処方とは、お薬の商品名ではなく、その有効成分を処方箋に記載することです。

■当院における個人情報の利用目的

- ・当院では、患者さんの個人情報保護に全力で取り組んでおります。
- ・当院では、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っております。
- ・個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

医療提供

- ▶当院での医療サービスの提供
- ▶他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ▶他の医療機関等からの照会への回答
- ▶患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▶検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶ご家族等への病状説明
- ▶その他、患者さんへの医療提供に関する利用

診療費請求のための事務

- ▶当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ▶審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ▶公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

当院の管理運営業務

- ▶会計・経理
- ▶医療事故等の報告
- ▶当該患者さんの医療サービスの向上
- ▶入退院等の病棟管理
- ▶その他、当院の管理運営業務に関する利用

- ・企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当院内において行われる医療実習への協力
- ・医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- ・外部監査機関への情報提供

- 付記
- ・上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
 - ・お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

■保険給付外基準料金表（税別）

- ・今般、保険給付外の料金につきましては下記のとおり申し受けることといたしました。

健康診断

健康診断料 2,000円以上
(レントゲン等の随検査料は別途算定)

文書料(1通)

1. 証明書 1,000円以上
2. 死亡診断書 3,000円以上
(一通増すごとに2,000円)
3. 死体検案書 10,000円以上
4. 傷害交通事故診断書(警察用) 5,000円以上
5. 自賠法関係診断書 5,000円以上
6. 保険会社用証明書 5,000円以上
7. 生命保険用診断書(入院証明書) 5,000円以上
8. 生命保険用請求明細書 5,000円以上
9. 裁判用診断書 (簡単 5,000円以上
複録 10,000円以上)
10. 悪胎診断書 10,000円以上
11. 身体障害者年金用診断書 5,000円以上
12. 身体障害者手帳用申請書 5,000円以上

13. 市交通共済診断書 2,000円以上
14. 児童生徒証明書類 500円以上
15. 障害保険用診断書 5,000円以上
16. 各種免許・許可用診断書 2,000円以上
17. 出産(死産)証明書 2,000円以上
18. 休職(復職)用診断書 2,000円以上
19. その他(支払証明書等) 1,000円以上

面談料

生命保険・損害保険等 5,000円以上
(30分以内)

入院個室料

1. 特別室 円
2. 個室(1人) 円
3. 個室(2人) 円

当院におけるかかりつけ医機能について

当院は、発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において、患者様の生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には、地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供します。この他、患者さんが適切な医療機関の選択ができるように、当院の有する「かかりつけ医機能」に関する体制を以下のように報告します。

鶴田胃腸科内科医院

2026年1月1日

1. かかりつけ医機能に関する研修の修了者および総合診療専門医について

研修の修了者の有無/人数	無	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	有の場合 →	2.0名
総合診療専門医の有無/人数	無	<input checked="" type="radio"/>	有	<input type="checkbox"/>	有の場合 →	名

2. 一次診療の対応について

(1) 一次診療の対応ができる領域

該当無し		
皮膚・形成外科領域	神経・脳血管領域	精神科・神経科領域
眼領域	耳鼻咽喉領域	呼吸器領域
消化器系領域	<input checked="" type="radio"/> 肝・胆道・膵臓領域	<input checked="" type="radio"/> 循環器系領域
腎・泌尿器系領域	産科領域	婦人科領域
乳腺領域	内分泌・代謝・栄養領域	血液・免疫系領域
筋・骨格系及び外傷領域	小児領域	

(2) 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患

該当無し			
貧血	<input checked="" type="radio"/>	糖尿病	<input checked="" type="radio"/>
うつ（気分障害、躁うつ病）		不安、ストレス（神経症）	
頭痛（片頭痛）		脳梗塞	
白内障		緑内障	
難聴		高血圧	<input checked="" type="radio"/>
心不全		喘息・COPD	<input checked="" type="radio"/>
下痢、胃腸炎	<input checked="" type="radio"/>	便秘	<input checked="" type="radio"/>
関節症（関節リウマチ、脱臼）		骨粗しょう症	
外傷		骨折	
更年期障害		乳房の疾患	
その他の疾患（胃腸消化管疾患）			

3. 医療に関する患者からの相談への対応について

可 不可

当院からのご案内

■ 当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

<一般処方加算について>

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品安全供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき患者様に必要なお薬が選択・提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。